

様式第二十五号の三(第十二条の十一の十関係)

熱回収施設設置者認定証

令和2年 6月 9日

住 所 佐賀県唐津市鎮西町菖蒲3700番地20
氏 名 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団
理事長 原 惣一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の規定により、産業廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義 印



認 定 の 年 月 日	令和2年 6月15日
認 定 の 有 効 年 月 日	令和7年 6月14日
認 定 番 号	第1号
熱回収施設の設置の場所	唐津市鎮西町菖蒲3700番8
熱回収の方法	発電・熱利用の併用
熱回収に必要な設備	ボイラー、発電機、蒸気式空気予熱器、脱気器
熱回収率	12%
留 意 事 項	1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

(日本工業規格 A列4番)